

第5期嬉野市農業委員会
第14回定例総会議事録

令和元年9月4日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第14回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	岩屋川内雀子 杜の茶室	R1.09.04	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	馬場下七本松 賃借権	R1.09.04	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～11	大草野垣内 外22筆 使用賃借権	R1.09.04	承 認
	嬉1～2	岩屋川内終南 外1筆 賃借権	R1.09.04	承 認
		所有権移転		
	1	馬場下高月 他2筆 あっせん	R1.09.04	承 認
	2	谷所一本松 他3筆 あっせん	R1.09.04	承 認
	3	馬場下七本松 他1筆 あっせん	R1.09.04	承 認
議案第3号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	馬場下四本松 資材置場	R1.09.04	承 認
	2	久間丹生野 他1筆 植林	R1.09.04	承 認
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間大道 アパート駐車場	R1.09.04	承 認
	2	下野米ノ山 太陽光発電設備設置	R1.09.04	承 認
	3	下宿第七区画整備 一般住宅	R1.09.04	承 認
	4	下宿四本松 他4筆 共同住宅	R1.09.04	承 認
議案第5号		非農地証明願について		
		下宿四本栗 農業用資材倉庫、駐車場	R1.09.04	証 明

第5期嬉野市農業委員会第14回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 元年 9月 4日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館 2階 視聴覚室
- 3 開会日時 開会 9月4日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 9月4日 午後2時46分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	欠		8	峰 正己	出	事前審査班長
2	馬場みどり	出	憲章朗読	9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	欠	
5	植松 和幸	出	議事録署名	12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出	議事録署名				

(職員等)

事務局長	福田 正文	次 長	井上 章
主 事	永田 良子	農業政策課主任	納富 作男

理由は、茶生産農家が取り組む茶振興活動のための茶室の設置ということです。隣接は、東西南北とも畑です。平成30年4月頃から茶室として転用してしまった案件で、始末書が提出されています。

図面は2ページと3ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

この件について、杉崎順憲委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当

はい、ええとここは、周りが全部県有林に所在して茶畑がありまして、その中に杜の茶室ということで、今からの農業をする後継者のみなさんでグループをつくって、それで都会からの若いお客さん達女性がおもと思いますけど、その人たちを招いてここでお茶を飲んで、それから今から先のお茶の売れ行きが今のところ悪いので、こういうことをして一人でも沢山の茶が飲んでもらうようにこういう茶室ちゅう演出ですかね、それをして、今から先の経営につなげて行きたいということでありました。ここで、その中で、別紙の嬉野茶時ですかね、グループの一員として北野さんがいますので、内容は北野さんが十分ご存じだと思いますので、説明のほどお願いします。以上です。

委 員

失礼します。ええと今杜の茶室ということでだしているんですけども、あのう、こちらの茶室は今、杉崎委員より説明がありましたとおり、ええとお茶を楽しむ空間としてできたものです。というのは、2016年の夏に嬉野晩夏という第一弾のイベントとしまして、その当時は、嬉野の温泉旅館を舞台にしてお茶は「うれしの茶」・焼き物は「肥前吉田焼き」として嬉野でできる温泉旅館とうれしの茶と焼き物オール嬉野で始めたのがきっかけでございます。それを、そうしていく中で、実際来てもらったお客さんが茶畑を観たいと、茶畑でもお茶を楽しみたいという意見があるなかで、ここは第3弾目につくった所なんですけれども、ちょっと資料を見てもらいますと、4ページ目にあるところが、一番初めに建てた天茶台と名付けております「茶空間体験」の場所でございます。ここも茶畑の中に5m×5mの板を貼って、そこで実際茶畑の持ち主である方が、そこで摘んだお茶をこの空間でお茶を出して飲んでいただくということをやらしてもらいました。これが、農地をちょっと削ることにはなるんですけども、ようは、この杜の茶室で言うと元々永尾さんの所は、この畑は、農道から入ってくるまでに軽トラックしか入らず、結構道も悪くてもう辞めるといわれた所なんです。でも、あのうちちょっと周りが360度杉の山に囲まれて、茶畑がぽつんとあるという特殊な空間がていうこともあって、多分同じ生産農家も知らなかった場所でもあります。これを、お客さんに連れて行ったら、僕らの農家の考えよりも、観光に詳しい温泉旅館の方とかそういった方が、こういう所でお茶が飲めたら嬉野の観光資源として今までは、茶畑というのは苗を植えて葉っぱを摘んで加工して、リーフの状態にして売っていることしかで、その収益を得るというこそしかできなかったんですけども、こういう実際茶畑で飲める空間があって、まあ辞めかけていた茶畑とかいうところが空間とし

での利益を生まれるという発想に変わった内容でもあります。ので、先週、4年目を向かえたイベントだったんですけども、嬉野市の行政を含め、茶業関係者、農協さん、あと商工会の方々などを、モニターツアーとして招きまして、実際旅館でお茶を飲んで頂いて、マイクロバスに乗ってもらって、ここの場所は徒歩でちょっと歩かなければいけないので、一番初めに造った天茶台ですね、吉田の窯元さんにもお茶の空間を造っているんですけど、そういう所を案内したというかたちで、モニターツアーというかたちで、そういうその今までただお茶を生産として作る場所だった所を、実際お客さんが足を運ぶ、こちらから案内するという事で、空間自体が観光資源としてお金を生む場所という可能性を、今模索しているということになります。今後、僕らの考えといたしましては、こういう嬉野にある茶畑、段々畑とか、あのう坊主原とか陣野とかにのぼってもらえば、広大に広がる茶畑があるんですけども、そういう所を実際、お茶を収穫する所だけではなく、実際摘んだお茶を飲むまあ茶室という言い方をしたんですけども、全体をお茶の茶空間体験の場として、提供出来たらなと思って活動しています。今後は、こういう場所をまあ行政と組んで出来れば、100カ所から各生産農家の方々が持つてる茶畑自体に設ければ、まあ日本にも少ない茶産地の中でも珍しいひとつの得になるんでなかろうかなと考えているところです。以上です。

議長

続いて、8月30日に第4班で実施した事前審査の結果について、峰委員、班長として報告をお願いします。

班長

ええと、写真のとおりですね。まあ私も、こいは農業委員会にとおさんばやったのかなあと少しお願ひしたとですけどね。特に、いろいろ言うところは無いと思います。宜しくお願いします。

議長

まあ、3方からいろいろありましたけれども皆さん方から、質問、意見はありませんか。

委員

はい、よかですか。ただいま杜の茶室にそういった意味は十分理解はしますが、先ほど峰委員がいわれたようにですね、これ4条でしょ。4条ないば農地以外にするということですか。農業用施設であれば、まあいいんですけども、まあそのへん事務局はどういった判断でしょ？雑種地かなんかにすつと、地目を・・・

事務局

地目は、農地のままです。

委員

農地のままですらない、農業委員会にかける必要のあつとかな。ここが農業用施設であればね、そりゃそのままよかろうばってんさ、そりゃそういった趣旨は十分理解しますよ。でも、農業委員会として、そこを農業委員会にかける必要のあるかなときがしよつとばってんが、そのへんはどがんですかね？

局長

かけるというか、報告

委員 いや、報告ない、報告だけで、いや、報告やっけんですよ。当然こいは、県に進達するわけでしょ。

事務局 いや、これはですね、証明願いだけなんです。農業用倉庫とかといっしょのような、あのう申請になってですね。

委員 まあ、農業用施設であればね、そいでもよかばってんが、わざわざ農業委員会にかけんばとかなと思って・・・報告であっても

事務局 この証明願を出して、証明することによって本来これは、この後つくらすとですよ。

委員 いや、こいは、始末書の出とったい

事務局 すでにつくってあったんですけど

委員 そいけんが・・・報告であってもこいは農業委員会にかけんばとかなあと気のすつとばってん。そのへんの見解はどがんやろうか？

事務局 そうですね

議長 その辺についてですね、事務局と私と協議をしたんですけど、今、中島委員がいわれるように、まあそういうあれも考えはしたんですよ。ただ、外部からねいわれた時に、やっぱいこういうふうにしとかなないと、あのう後で困るんじゃないかということで、今回報告事項にあげたということです。

委員 ちょっとよかですか。そいであのうここはどがんじゃいしらんですけど、農業振興地域とのかねあいはどがんなとととですかね。地域になつととこと、なつとらんとこのその申請はどがん。

事務局 それも、軽微な変更で出してもらわんばです。

委員 そいぎ、その農振地のあいは、また別個に

事務局 はい。

局長 今、農振は農業政策課の方の所管なので、それは別途

委員 そっち方だけでなく

委員 そいぎ、そっちの方が先やろだい。

農業政策課 順番からは先ですね。

事務局 今回のところは、農振地ではないです。

委員 趣旨の解らんわけではなかばってんが・・・

農業政策課 農地法の中にですね、届け出とか証明願いとかあるとですよ。こいは、あくまでも農業委員会の後方の届け出にはいっていますので、わけてあつてもんね、4条の中です。

委員 報告は報告であってもさ、そいばはたして

農業政策課 そして、証明を出さんばいかんけんがただたん農業委員会事務局が出すわけにはいかんけんが、委員さん達に証明ば

委員 証明を出して、イベントとしての意味あいは十分理解すつよ。農業委員会として、そいば報告であっても、そいば認めてよかとかなあとと思って。まあ、畑じゃなかけんいいよつと。農業用施設ということで。外部に出して、農業委員会から許可もろうとっけん、もろうとりますていいたかとかなあていう

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から11番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

.....

議長

次に、利用権設定について嬉野町の方です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から2番まで、について、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

はい、異議なしと認めます。利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から2番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表3ページ目をご覧ください。

利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から2番まで、についてです。

貸し手人は 上岩屋の ○○○○ 様、外1名様です。

借り手人は 同じく上岩屋の ○○○○ 様、外1名様です。

所在地は、大字岩屋川内 終南 ○○○番○、外2筆

地目は田と畑。面積は田が2,993㎡、畑が1,140㎡、合計で4,133㎡

利用権は賃借権、期間は5年で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。宜しくお願いします。

議長

それでは、嬉野町の方整理番号1番から2番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の方整理番号1番から2番までについては、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について嬉野町の方整理番号1番から2番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

.....

議長

次に、所有権の移転についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

別添の表4ページ目をご覧ください。

所有権の移転について、整理番号1番です。

売り手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

買い手人は 塩田町大字馬場下○○○番地の ○○○○ 様 です。

所在地は、大字馬場下 高月 ○○○番 他2筆、

地目は全て田、面積は合計で1,897㎡です。

所有権の移転の種類はあつせんで、利用目的は米です。
対価としましては、反当たり 208,700円、全体で395,000円です。
以上です。

議 長 それでは所有権の移転について、整理番号1番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について、整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

.....
議 長 次に、所有権の移転についてです。整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番について説明します。
売り手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、
買い手人は、下童の ○○○○法人 代表理事 ○○○○ 様です。
所在地は、大字谷所 一本松 ○○○番 他3筆、
地目は全て田、面積は合計で8,375㎡、
所有権の移転の種類はあつせんで、利用目的は米・麦・大豆です。
対価としましては反当たり600,000円、全体で5,025,000円です。
以上です。

議 長 それでは所有権の移転について、整理番号2番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....
議 長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号3番について説明します。

売り手人は、牛坂の ○○○○ 様、
買い手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、
所在地は、大字馬場下 七本松 ○○○番 他1筆、地目は全て田、

で、正式な図面をもって設計をしたところをもって来て下さい。そして、排水関係はどうなるかということですね、現場検討をしたところでございます。今日、その図面が出ましたので、当日の担当者は1時からその図面を観ながらですね検討したところ、前後に水路もつくってあるし、将来的には、ええ、今度買われる東側の〇〇〇〇のそのとなりの水田もですね、先々ではこれも高めて、資材置場にやりたいということでございます。まあ、この方はですね、造園の仕事をされている方でございます。ということで、先々ではですね、その造園とか、それはもしくは、もうひとつ私の方に説明に来られたときの説明によりますと、本能寺のところがですね駐車場がないということも兼ねたところですねここに利用をしたいと。先々の計画もあってですね、私にしては、まあ手前の東側の農地までしてもらえば幸いここも宅地造成へのまず第一弾になりゃせんかということですね、私の方では、そういう見方をしたところでございます。皆様のご検討を宜しくお願いいたします。

議長
班長

それでは、峰班長、審査結果の報告をお願いします。

ええと、今、森委員がおっしゃるとおりですね。あのう とおりで、その時はどうしてもですね周りの田の給排水ですね、そいが一番問題なんで特にあのう道の高さにするそうで道に下手すぎ道に歩道にですね、水が溜まるんじゃないかという問題があってちょっと時間を食ったんですけど、今日、観た図面ではですね、あのうそういう所も改善されている地図がきていましたので問題ないかと思えます。

議長

それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。

質問、意見はありませんか。

委員

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり許可相当することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

申請人は 白石町の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字久間 丹生野 〇〇〇番 他1筆、

地目は全て畑、面積は合計で341㎡、農地区分は第2種農地です。

用途目的は、植林。

申請理由は、申請地は現在休耕地であり、今後の耕作ができず、維持管理が困難であるため、転用して植林したいということです。

して転用したいということです。

東は里道、西は田、南は畑・里道、北は田です。

売買価格は、反当たり1,116,902円、全体で60,000円です。

図面は11ページと12ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長
地域担当

原田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

ええと、ここに文章で書いてありますとおり、アパートを古家を解体してから、アパートを建てられましたけれども、その小さな道があるんですけども、写真にあるようなことで50㎡となっておりますが、ここを駐車場としていきたいということですが、周辺に対しても迷惑もかからんということですのでよくわないかと思っておりますので宜しくお願いします。

議長
班長

それでは、峰班長、審査結果の報告をお願いします。

ええと、ここには元ですれ小屋が建っていたそうで、それで道並になってですね、あのうこういうふうに周りが荒れた状態よりきれいになってですね駐車場になってはいいんじゃないかなと思ひまして問題ないかなと思ひます。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長
事務局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。

譲渡人は 有田町の ○○○○ 様、

譲受人は 福岡市の 株式会社○○○○

代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 米ノ山 ○○○番〇、

地目は田、面積は1,369㎡、

農地区分は第2種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置用地。

事由は、申請地は休耕地で耕作予定がなく、隣接農地も耕作されておらず周辺の営農への影響もないので、太陽光発電設備設置用地として転用したいということです。

東西は宅地・田、南は田、北は道路です。

売買価格は、反当たり2,903,579円、全体で3,975,000円です。

図面は13ページと14ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

西田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

ええと、ここは、ほんな小学校のよこしなんですけれども、家の他は、こういうふう荒れた土地ばっかしでございまして、で、手前も住宅があり、今右側も住宅があるということで、ここで太陽光発電するようなかたちのなかで、ここを整備することで環境もすこしよくなるんじゃないかなと思うっております。ただ、排水だけは、配慮をしてくれただけはっておりますので、ええ問題は無いのでは無かろうかなと思うしております。どうぞ宜しくお願いします。

議 長
班 長

それでは峰班長、審査結果の報告をお願いします。

今、西田委員が言われたとおり、写真を見ますと住宅地の中にですね、やばいとか、休耕地があつて、あのうあまりよくない環境になっておりますので、あのう太陽光で有効利用してもろうてがいいんじゃないかなと思いますので問題ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番です。

譲渡人は 井手川内の ○○○○ 様、

譲受人は 三坂の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○、

地目は畑、面積は233㎡、

農地区分は第3種農地、用途目的は一般住宅用地。

事由は、申請地は休耕地であり、譲受人の住宅を建設するために一般住宅用として転用したいということです。

東は道路・宅地、 西は宅地、 南は道路・宅地、 北は宅地です。

売買価格は、反当たり36,309,013円、全体で8,460,000円です。

図面は15ページと16ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

ええとあのう、区画整理内でですね問題ないと思います。宜しくお願いします。

議 長
班 長

それでは峰班長、審査結果の報告をお願いします。

ええと、ここはですね、周りがもう宅地 ほとんどまあはじめから宅地目的のだったんでしょうけど、周りがもう宅地ばかりでですね、特に問題ないと

思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長 次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番です。

譲渡人は 内野内野山の ○○○○ 様、○○○○ 様、

譲受人は 佐世保市の ○○○○有限公司

取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 四本松 ○○○番○ 他4筆、

地目は全て畑、面積は合計で835㎡、

農地区分は第2種農地、用途目的は共同住宅用地。

事由は、申請地は休耕地であり、長崎自動車道嬉野インターチェンジに近く、申請地までの進入路として市道もあり、宅地としての需要が見込まれることから、共同住宅として転用したいということです。

東は里道・畑、西は宅地・道路、南は畑・雑種地、北は里道・宅地です。

売買価格は、反当たり7,185,629円、全体で6,000,000円です。

図面は17ページと18ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長 それでは峰班長、審査結果の報告をお願いします。

班長 ええと、ちょっと写真で見たより奥までですねあってですね。奥の方の排水がちょっとだいぶん議案したんですけど、まあですね、どうしても向こうがやぼていうかなってますので、まあきれいになった方が環境的にいいんで問題ないと思います。

議長 それでは、地域担当員としてですけども、ちょっとあのう私も近くに農地があるということと、ちょっと ええ もめごとがあつて、私も立ち会いました。それで、えっとまずもめごとの要因は、生産組合長と区長とめくら印を押したということで、隣の地主から文句がでていいるね。印鑑を押さんということでありましたので、私がちょっと山口委員と変わって私が立会ったところです。そいで、あのうまあめくら印を押したということで、生産組合長と合いまして、いろいろ協議をしまして、じゃあこい○○○○ですかね。そしたら、そこにちゃんと生産組合長・区長に説明をなさいといいましたら、○○の方も了承していただいて、8月31日ですね、○○○○の方から来て頂いて、2名こられました。そして、生産組合から5名です

応を・・

局長 はい、お答えになるかどうかあやましいところがあるんですが、ちょっと今、井上の方と話をしてもですね、旧町境を超えてですね、そのご担当ということで、どういう経緯でそのそういう地域のくくりになったかが、ちょっと確認をせんといかんのかなあと。その従前の農業委員会の職員にですね。で現状そのくくりになっているもんですから、まああのう地域の実状を一番把握していただく、農地の実状を把握していただくということでの農業委員さんもしくは、地域員さんということだと思いますので、まああのう地区の切り方の変更がですよ出来るものなのかどうか、そういうところをですよ、研究させていただいてですね、ええと、そういう形をさせていただきたいと思います。ちょっと、この場ではわかりましたということですよ・・

委員 ちょっと、ちょっとそれはさ、安易に検討するとかなんとかじゃなくて、それは、前の農業委員さん達とうよきよくせつしながらようやく校区ごとに、塩田もそうやったですもんね、美野も校区でですね、校区でくくってきたとですよ。前は、三坂は式浪は大字下野やからあっちにはいつとたですけど、あっちがものすごく範囲が広すぎるというなことで、そしたら大草野校区でなんでもいっしょにしゅうと、コミュニティーも一緒にしよっけんが、そういうふうな形にしようかということで、南大草野・北大草野 南大草野と北大草野とすつき、南大草野がちょっとあいやっけん、それは三坂と式浪を加えてというふうになったとですよ。そいけん、こいば崩すとか変更すつとかしよつぎちょっとまた、いろいろいたしかえしがくつとじゃなかなかなあと私は思うんですけど・・

局長 この場で変更するっていう話もするつもりは無くてですね、ちょっと、今のような話もですね、事務局の方は知らんやったもんでですね、くくり方がどういうくくり方でそうなったかもしらんやったけんでですね。まず、事情を知ってる方にお話を聞いてみてということでのお話しをさせていただいたものでありまして、今、西田委員のご説明とおりということだと思ってます。あのう、ちょっとどういうくくりで、そうなったのかはですね、ちょっと従前のものにまず話を聞いてみたいと思ってます。この場で変更しますとか、変更いたしません ちょっと現状は変更が厳しいというかたちなのかなあと、今の西田委員のお話によりますとですね。経緯はですね、従前の者に確認をしたいというふうに思ってます。

委員 それともうひとつは、農業委員さんに相談のあったと5町離れたかと、そしたら対応はどぎゃんすつきよかねと、基本的には、中間機構にすんないよかていうわけでもなかなかいかんわけでしょ。

局長 あのうですね、実は私も農地中間管理事業を担当をしまして、事情はあるていどしってるんですが、農地中間管理機構に貸すというのはですね、借りてがみつかってこそその貸借ですもんね。なので、貸したいという方は多分100といわんごとおらすと思ううとですけど、そこを借りたいという方がです

ねおお100おんしゃっても1人もおんされんて言うのが、実状でありまして、農地バンクの活用が国が思うほどですね・・・

委員 ○○推進委員が言われるのは、誰でもそのなんちゅうかね要請ちゅうのは誰でも来ると思う。来たとき、どがんすぎよかかっていうことば、やっぱマニュアル的にやっぱいそういうふうな問題があった場合はまず、どこに相談に行けとかそういうなとばやはりぴしっとしとかんぎ、だいでんまちまち、自分に来たとき、おいどぎゃんすぎよかかいと言うかたちになると思うんですね。私が一番ぐち思うたとは、農業委員会に行って、今さっき言われた中間機構とかいろいろアイテムはあっけんが、あそこにまず相談してみらんですかというようにことを言っているのか、私ない言おうかにゆあて今一瞬そいなら言うばってんと思ったとばってんが、ほんとにそいでいいのか、中間管理機構もそういうふうやっけんがですよ。そいけん、そのへんは、○○さんばっかいじゃなくて、みんな意識統一をしとかんぎ、いくなかとかにやあと、来られた時こまっちゃん今いわれたこと。

対応せんぎ、対応せんでね。またいわるっけんね

委員 あのう、南下上は、田んぼに関しては100%認識してるつもりで、この推進員というのところがまえをもっておりますので、あのう移動があったいくつかいえんやったい言わるっ時には相談にのってすすめてきてはいますが、全然知らん人に、地区であったので区長さんにいったら、反対にあんたつくらんやといわれて、そいどんもしほんとはね地区におんしゃつぎにあ地区の人が一番よかもんね。他部落にすぎにあかけさく料なんて発生すつやろうがと いろいろ問題があっけんがねと、今後とも宜しくねていって、本人さんにも あのう今日の連絡もせにやいかんやろうと思って、電話番号も聞いてなんかあったら電話しますので教えて下さいということで、電話も聞いておりますので、私が聞いたのはどういった連絡をしたらいいのかなあとと思って・・・

議長 ええと、私の場合はですね、まずそういう相談にこられたら、まず地元優先というかたちで、まず地元の人が見つかれば一番いいですよ。だから、地元の生産組合長さんにちょっと相談して、その後生産組合長か区長に相談してもらって、それでもだめやったら、農業委員会にもう一回貸し借りがあるかないかね、そこに事務局に行って下さいちゅう説明をしています。

委員 事務局でよかとですか

議長 はい。

委員 ちょっと一例ですけど、あのう塩田地区に営農組合そいで法人があるわけですよ。お互いかけさくをもっとっわけですよ。そういう問題があって、例えば大草野の方がこの馬場下地区にくつて、もうつくいきらんというようなことが地元で発生したら、うちの組織にですね、つくってもらえんやろか、お互いそう言う連絡はしよっとです。ここは、美野がつくんしゃいと、ここは馬場下がつくろうだいな というようなやりとりをしながら、今農地を守ってはいき

よるとですよ。この組織は。ただ、嬉野のその地区は、営農組織のその範囲内にはいつとつかはいつとらんか、その辺のところですね、ちょっときびしかかもわかりません。

局長 まず、森委員さんが、お話しなさったことで言うそうですね、式浪・三坂には営農組合等の任意組織はないと言う状態なので、まさに個人と個人での貸し借りをされているか、自作されているかと言うことだと思います。それとあのういわゆる貸したいの希望がですね、すべての委員さんにご相談があつてるものと思つてます。ええと、伊万里市の取組みで申しますとですね、そういった情報をですねリスト化してですね、伊万里はJA伊万里ということで、JAさが一本化になってないものですからJA伊万里のですね、その各支所にですねいわゆる貸した農地リストを置いておいて、まあ借りたいなあと言う農業者の方がいらっしゃれば、そこでリストを見ていただけるような形をとつていると言う話しを、先日開催された農業委員会の事務局長会議の中でですね、ご披露があつておりましたので、今そういった農地を貸したいリスト的なものは嬉野市には無いもんですから、そういったものをつくつていってですね、あのうお一人の農業委員さんだけが自分の範囲をだけ見ていただくのではなくてですよ、そういうのを共有しておけば、あそこに貸したかておんしゃつたよとか、借りたかていいよんしゃつたよとすべて委員さんに共有できていくのかなあと。そうすると、もっとこう貸し借りがスムーズにいく面がでてくるのかなあとしますので、そういった所を伊万里市の方にいろいろ教えてもらいながらですね、嬉野市にも導入できるものかどうか、導入したい方向でですね考えてみたいというふうに思います。なので、まあ一番いいのは、地番のどこよ、わかんしゃれんぎ農業委員会の地図情報でですね、ここよておっしゃつてもらつて、後そこの所有者さんなり、小作人さんなりば教えてもらえば、あるていどこちらでリスト化は出来るかと思つますので、そういうことででも委員さん方に情報提供をお願いすることにもでてくるかと思つますので、申し添えさせていただきます。

委員 ずっと、こういう問題ばかりですよ。〇〇さんもお互い生産組合もしよつてんです。両方でこう言う話ばかりですよ。

事務局に來てもね、どぎゃんも対応されんし。

局長 農業政策課の立場で申しますとですね、こういった農地の受け皿のためにですね、まずは、集落営農組織を是非お願いしたいと地域にお話しをさせていただいて、もう10年になってきたかと思つます。もう、営農組織になつたところは、さらに、出来れば農地の貸し借りをですね、営農組合の組合員さんでやるのではなくて、もう、営農組合組織自体でやっていただけるように、是非法人化もお願いしますということで、お話しをさせていただいたところもあります。こういったところも含めて、先だつて研修会をさせていただきましたところの、人・農地プランの実質化と言うぶんもこのあたりに影響してまいりますので

、是非、あのう委員さんの皆様方のご協力をいただきながら、進めてまいりたいと思いますので宜しくお願い致します。

議 長 今、いわれたようにね。今から貸し手がかなり多くなると思うんですね。そういうことで、人・農地プラン 国もああいう組んでもらってですね、今やってもらってるんですけども、それで、アンケートとってね、こう部落単位で問題点をしようというのが、人・農地プランだと思います。農業問題は、まだまだ難しい問題がでてくると思います。昨日、おとといの佐賀新聞ですけども、これは、あのう政策公庫がですね、農業法人のアンケートをしてるんですけど、法人農地の代表60歳以上で、後継者が未定としたところが30%と、後継者がいるが事業継続プランが未定というところが35%、経営上のなやみに関してはですね、販路開拓が十分出来ないが65%で、後継者や幹部育成の育成が60%、人・人材・労働力不足が55%ね。問題がですねとにかくこういう感じで山積みなんですね。そのへんは、こういうところで意見を出してもらって、お互い勉強しながら、いろんなところに相談しながら行きたいと思っております。昨日、おとといの佐賀新聞に載ってました。とにかく、年々難しくなってくると思います。推進員さん、委員さんもお互い協力しながら進めていきたいと思っております。宜しくお願いしたいと思っております。

議 長 他になにか

委 員 はい、そういう、そのう、かる人がいやつくってくださいて、借る人のそういうリスト的などはあつとですかね。

局 長 えっと、現状ですね、ご相談のあった時にですね、ご覧下さいといえるようなリストは、今のところは無い状態です。ただ、耕作放棄地リストだけは、あるというかたちであります。まあ、耕作放棄地リストは、農業委員さんのこの数か月のご苦勞の賜物でですね、そのリストは出来上がっているということです。

議 長 まあ、事務局に一応そういう話がありますので、そして、私どももあると、一応委員さんたちは、現場だけ一応は把握だけはしてもらって、もし借りたいという人がおればねすぐぱっと案内できるように・・・

委 員 すみません、ちょっと確認ですけど、今、ほら〇〇さんが言ったような形で相談のあった場合それは、だれでも相談になつとかな。そうした場合とにかく、農業委員会にちょっと相談にいたてくれんですかみたいな話でいいものかどうか。

議 長 一応、把握はせんばいかんけん来てもらってね。

局 長 ちょっと、貸したいリストをつくらんばいかんと思っておりますので、まあ情報として集めて、次に事務局がどなたにお繋ぎするとは、ちょっと事務局はしきらんとこのああわけですたいね。

委 員 事務局に来てさ、なあもなかったよて 反対に文句いわるつとじゃなか。関の山じゃなか。なあもしいえんごたつき。昔さ、やっぱああいう人ばおらんばいかなかとじゃなか。昔、〇〇さんがおったやなかですか、推進員の方ですね。

農協職員さんごたつのでしょ。

局長 もともと、農協サイドの方で、つくってあったシステムで、まあ旧塩田町時代からです。で つくってあったシステムで旧塩田町時代から行政にも効果があるということで、うちの方も一部負担をしながら嬉野市でも、数年前までやっていたということだったんですが、もうちょっとJAさんがその制度を辞めるってということで、もう辞んだと。ただ、そういいながらも、JAさの鳥栖の方ではですね、どうもまだそぎゃんシステムの続いとごたですもんね。この前の話ではですね。そいけん、なんで東はよくて西はゆうなとか、という思いはしよつとですけど、今、西田委員がおっしゃるように、ああいう立場の方がいらっしゃればですね、もうちょっと繋ぎやすか 貸したかとか借りたかという情報が嬉野市内でも東西南北行き通うかなあとおもうとですけど、いかんせん、市でその方お一人をかかえることについては、ちょっと部内でしっかり話をままとしきらんとこもあるもんですから。

委員 あのう 場所的によかとはしてよか、中山間地のくさん水はけの悪かとかばいわるっぎどぎやあもいわえんもん、せめてじゃああのう生産組合長さんなり区長さんに相談ばしてむっけんがていうぐらいじゃさ、農業委員会に来られてもこまったもんやんもんねえ。

局長 中島委員がおっしゃるように、うちに来んさつても、まず地元の生産組合長さん・区長さんにちょっと相談ばて、さらにもうちょっと言葉ばくわゆっぎ、結局戻すとばつてん農業委員さんにていわざるをえんとかなど。

議長 今んとこ、そんならいしか知恵がなかとですよ。

委員 会長さんちょっとよかですか。私は、昨日そういうふうにして、約束じゃなかですけど、今後連絡しますということで来とります。そいけん、なあもせんわけにはいかんけんが、今、事務局さん農業委員さんから聞いて、私の把握したあいでは、面積とか、場所とかを農業委員会事務局に届けて下さいというような連絡でよろしいですかね。

局長 そいか、今日終わられた時ですよ、だれだれさんがどこそこよて教えてもらえば、本人さんがわざわざきんしゃつて連絡しんしゃつても、そいが一番よかとは思うとですけど、あのう委員さんがつかまれてる情報をですよ、うちの方に情報をためとつてですよ、そいから先ばふみだしえんとはまだあつとですけども、一応農業委員会の方には、貸したか農地て言うたけんとその先は、なんとも答えきらんばつてんと言うこととお話しをしとつてもらうしかなかとかなあと思います。

事務局 よかですか、今、農業委員会に直接来られる場合はですね、沢山あるとですけど、一応あつせん申し出て言うて、所有権の移転を含め貸し借りの申出書を書いてもらいよるです。そこで、住所とか、名前とか、地番とか書いてもらつて保管しとつとですよ。今、それを推進委員さん、農業委員さんにふつて相談しているとですけど、たまに、借りたかて言う人もおらすとですよ。どつか久

間のこのあたりばなかねとか、そういうときにあっせん申出書ば見て、ここらへんが貸したかとか、所有権移転したか人のおらすですよていうことはあります。

委員　　そういった対応ばしてくいよっぎ、そいば言うてくるっぎ・・

事務局　事務局に来られた時は、そうして結局なんもなか時は、推進委員さんに連絡して誰かおらっさんですかねてはいうですもんね。

議長　　今の説明を整理しますと、まず、そういう相談があつたら、地元の生産組合か区長にね地元でそういうにしたほうがよかけんまず、いってもらってですね、そしてそいでもだめやったら事務局に来てもらって、そのへんを借り気がおこればそういうふうな方法しかないと思うんですね。こい、農業委員会知らんよていうぎね、またこれもまた、こまるし耕作放棄地の増える要因になります。まあ、そういうかたちでしょうね。また、問題点は整理しながら、台帳つくってね局長いわれたように、そういうものをこれから緊急な課題として整理していかんばでしょうね。いいですかね。はい。

議長　　それでは、これで会を閉じたいと思います。

第5期嬉野市農業委員会第14回定例総会を閉会します。

(午後 2 時 46分 閉会)